

第 170 回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令および定款に基づくインターネット開示事項

■事業報告

Ⅲ 会社役員に関する事項

2. 重要な兼職の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

5. 社外役員に関する事項

(2) 重要な兼職先と当社との関係・・・・・・ P2

V 会社の体制および方針

1. 内部統制基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ P3

2. 内部統制システムの運用状況の概要・・・・・・ P5

■連結計算書類

連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・ P6

■計算書類

個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・ P20

dentsu

株式会社 電通

上記事項につきましては、法令および当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.dentsu.co.jp/ir/shares/sokai.html>) に掲載することにより、株主のみなさまにご提供しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

2. 重要な兼職の状況

氏名	兼職先	役職
監査等委員でない取締役		
山本 敏博	株式会社共同テレビジョン	監査役
	Dentsu Aegis Network Ltd.	Non-executive Director
	楽天データマーケティング株式会社	社外取締役
望月 渡	株式会社フロンテッジ	取締役
	株式会社電通ライブ	代表取締役
ティモシー・ア ンドレー	Dentsu Aegis Network Ltd.	Executive Chairman
	Dentsu Holdings USA, LLC.	President & CEO
曾我 有信	Dentsu Aegis Network Ltd.	Non-executive Director
五十嵐 博	株式会社フロンテッジ	取締役
	株式会社電通デジタル	取締役
松原 亘子	公益財団法人 21 世紀職業財団	名誉会長
	株式会社大和証券グループ本社	社外取締役
	株式会社荏原製作所	社外取締役
監査等委員である取締役		
遠山 敦子	公益財団法人トヨタ財団	理事長
長谷川俊明	長谷川俊明法律事務所	弁護士
古賀健太郎	国立大学法人一橋大学大学院国際企業戦略研究科	准教授
	株式会社りそな銀行	社外監査役

- (注) 1. 監査等委員でない取締役遠谷信幸氏は、2019年1月1日付で Dentsu Aegis Network Ltd. の Non-executive Director に就任いたしました。
2. 監査等委員でない取締役ティモシー・アンドレー氏は、Dentsu Aegis Network Ltd. Executive Chairman に加え、2019年1月1日付で同社の CEO に就任いたしました。
3. 監査等委員でない取締役松原亘子氏は、2018年3月28日付で株式会社荏原製作所の社外取締役を、また、2018年6月27日付で株式会社大和証券グループ本社の社外取締役を退任いたしました。
4. 監査等委員でない取締役高田佳夫氏および監査等委員である取締役千石義治氏については、該当事項はありません。

5. 社外役員に関する事項

(2) 重要な兼職先と当社との関係

区分・氏名	兼職先・兼職内容	当該法人等との関係
社外取締役 遠山 敦子	公益財団法人トヨタ財団 理事長	公益財団法人トヨタ財団との間には、特別な関係はありません。
社外取締役 長谷川俊明	長谷川俊明法律事務所 弁護士	長谷川俊明法律事務所との間には、特別な関係はありません。
社外取締役 古賀健太郎	国立大学法人一橋大学大学院 国際企業戦略研究科准教授	国立大学法人一橋大学との間には、特別な関係はありません。
	株式会社りそな銀行 社外監査役	株式会社りそな銀行との間には、営業取引があります。
社外取締役 松原 亘子	公益財団法人 21 世紀職業財団 名誉会長	公益財団法人 21 世紀職業財団との間には、営業取引があります。
	株式会社大和証券グループ本社 社外取締役 (2018 年 6 月 27 日付で退任)	株式会社大和証券グループ本社との間には、営業取引があります。
	株式会社荏原製作所 社外取締役 (2018 年 3 月 28 日付で退任)	株式会社荏原製作所との間には、営業取引があります。

V 会社の体制および方針

1. 内部統制基本方針

会社法第399条の13第1項第1号ハ（2016年3月30日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する前においては会社法第362条第4項第6号）に規定される「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、当社は、内部統制基本方針として、2006年3月30日開催の取締役会にて決議いたしました。その後、適宜取締役会において内部統制基本方針の改定を行っております。当期の内部統制基本方針は、以下のとおりです。

内部統制基本方針

内部統制システムは、取締役、執行役員および従業員が自らを律し、当社が社会的責任を全うし、成長していくための体制です。

当社および子会社の取締役、執行役員および従業員の職務の執行が、法令および定款に適合し、業務が適正に行われることを確保するために順守すべき共通行動規範として「電通グループ行動憲章」を位置づけ、内部統制・コンプライアンス委員会が内部統制システムの維持・向上を図ります。

1. 取締役、執行役員および従業員のコンプライアンス体制

- (1) 取締役および執行役員は、取締役会規則、グループ経営会議運営規則、役員規則および執行役員規則等の諸規則に則り、適切に職務を執行します。
- (2) 取締役および執行役員は、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会やグループ経営会議等において報告するとともに、速やかに監査等委員会に報告します。
- (3) 従業員のコンプライアンス体制の維持・向上を図るために、CSR委員会のもと担当部署が規則・マニュアル類の整備、研修教育の実施を行うこととし、社長直轄の監査室が内部監査を行います。
- (4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談窓口を設けるとともに、社内外に内部通報窓口を設置し適切に運用します。
- (5) 監査等委員会からコンプライアンス体制についての意見および改善策の要求がなされた場合は、取締役および執行役員が遅滞なく対応し改善を図ります。
- (6) 反社会的勢力および団体との関係を遮断し、反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否するために担当部署を設置し、社内外の協力窓口と連携して対応します。

2. 取締役および執行役員の職務執行の効率化を図る体制

- (1) 取締役および執行役員の職務執行を効率的に行うために、取締役会のほか、グループ経営会議、電通国内ボード、DANボード、各種委員会を開催し、経営方針および経営戦略に関わる重要事項等についての意思決定を適切かつ機動的に行います。
- (2) 上記会議体等での決定事項は、職制を通じた伝達のほか、緊急を要する場合には、社内電子掲示板システム等も活用して全従業員に迅速に伝達し、速やかな職務執行を図ります。

3. 取締役および執行役員の職務執行にかかる情報の保存・管理体制

取締役および執行役員の職務執行にかかる情報については、文書管理規則および情報管理諸規則に基づき、適切に保存・管理します。

4. リスク管理体制

- (1) リスクの発生を防止するとともに、リスクが発生した場合の損害を最小限にとどめる体制の維持・向上を図るため、リスク管理規則を定め、内部統制・コンプライアンス委員会のもと、リスク管理状況について自己点検を行い、優先的に対応するべき重要なリスクを選定し、具体的な対応計画に基づいたリスク管理を実施します。
- (2) 経営上の重要なリスクへの対応方針やその他リスク管理に関する重要な事項については、取締役会および監査等委員会に報告を行います。

5. 監査等委員会の職務を補助する組織とその独立性等について

監査等委員会の職務を補助すべき従業員の組織体制として監査等委員会室を設置し、監査等委員会直轄組織として取締役（監査等委員である取締役を除く）および執行役員からの独立性および監査等委員会からの指示の実効性を確保します。

6. 監査等委員会への報告体制と監査の実効性の向上について

- (1) 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および従業員（以下「役職員」）が当社の監査等委員会に報告すべき事項についての規定を定めるとともに、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項に関する役職員の報告が、当社の監査等委員会に対してより確実かつ迅速に行われまたは伝達されることを確保します。
- (2) 前号に記載のない事項に関しても、当社の監査等委員会から報告を求められた場合は、当社および子会社の役職員は遅滞なく当社の監査等委員会に報告します。
- (3) 前各号の報告を行った者がその報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保します。
- (4) 法令が定めるところに従って、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理の方針を定め、これを関係者に周知徹底します。
- (5) 監査の実効性を向上させるために、監査室ならびに外部監査人との連係を確保します。

7. 子会社を含めた企業集団の内部統制システム

当社は、以下の事項をはじめとして、子会社が当社グループの一員として整備・運用すべき事項を定め、当社グループにおける内部統制システムの構築・運営・改善を推進します。

- (1) 子会社を含めた当社グループの行動規範として「電通グループ行動憲章」を策定し、子会社各社が本憲章の採択を決議します。
- (2) 子会社から定期的な子会社の業務、業績その他の重要な事項に関する報告を求めるとともに、当社の業務または業績に重大な影響を及ぼし得る一定の事項につき、子会社が当社の事前承認を求めまたは当社への報告を行うことを確保します。
- (3) 海外グループ各社を統括する電通イージス・ネットワーク社を通じて、海外事業における意思決定や業務執行を効率的に行います。
- (4) 子会社が電通グループ行動憲章を踏まえて然るべき規則を制定し、または取締役会等の決議を行うことにより、当社グループとしてのコンプライアンスの確保およびリスク管理を行います。

8. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 内部統制・コンプライアンス委員会のもと、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制を維持し、継続的な改善を図ります。
- (2) 業務執行部署および子会社は、整備・構築を行った内部統制が適切に運用されているか、日常業務を通じて自己点検を行います。
- (3) 監査室は、業務から独立した立場で内部統制のモニタリングを実施し、財務報告に係る内部統制の有効性について評価を行います。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社では、取締役会で決議された上記1. 記載の内部統制基本方針に沿って、リスク管理規則、文書管理規則その他の社内規則等を整備の上、内部統制・コンプライアンス委員会その他の各種委員会を開催し、内部統制担当部署が中心となって、内部統制システムの整備・運用を進めております。

運用状況の概要は次のとおりです。

- (1) リスク管理については、「リスク管理規則」に基づき、①会社の経営目標および内部統制目標の達成を阻害するリスクの識別、②識別したリスクの評価、③会社に大きな影響を与えうる「最重要リスク」の特定、④リスクを最小化すべく「最重要リスク」への対応計画の策定、⑤「最重要リスク」への対応の進捗状況の報告、という過程を通じて推進しております。対応計画の策定・実施については各専門部署が主体となり、全社的に対応しております。
- (2) 連結子会社を含めた企業集団の内部統制システムの整備については、あらかじめ対象となる会社を特定し、企業集団として順守すべきルールを定め、各社に順守するよう求めております。事業年度末には、国内および海外の対象会社が、当該ルールに沿って業務を実施しているかをチェックし、課題がある場合には、改善を求めております。
- (3) 財務報告の適正性を確保するための体制につき、2018年4月、金融商品取引法第24条の4の4が定める「内部統制報告制度」に対応し、会計監査人との協議のうえ、評価対象会社、評価対象業務プロセス、評価の体制等を定めた「基本計画書」を策定いたしました。基本計画書に従い、評価対象である当社の業務執行部署および各対象会社は、日常業務において内部統制システムの運用状況について自己点検を行っており、当該対象会社は、その結果を当社に報告しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第 120 条第 1 項の規定により、国際会計基準(以下、IFRS)に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRS で求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は Dentsu Aegis Network Ltd.他計 976 社です。

(3) 持分法の適用に関する事項

関連会社である株式会社ビデオリサーチ他計 74 社に対して持分法を適用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i デリバティブを除く金融資産

a 償却原価で測定する金融資産

以下2つの要件をともに満たすものを償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。

信用リスクの著しい増大の判定

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の債務不履行発生のリスクを期末日現在と当初認識日現在と比較し、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価しております。

なお、当社グループは、信用リスクが著しく増加しているかどうかを当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行の発生リスクに変化があるかどうかを評価するのにあたっては、主に期日経過の情報を考慮し、以下も考慮しております。

- ・ 金融資産の外部信用格付の著しい変化
- ・ 内部信用格付の格下げ
- ・ 借手の経営成績の悪化

予想信用損失アプローチ

予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値であります。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しております。

なお、債務者が当社グループと合意した返済計画を遂行できないなど、回収が合理的に見込めない場合においては、金融資産を直接償却しております。

b 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当初認識時においてその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定しない資本性金融商品、および償却原価測定基準を満たさない負債性金融商品を、損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識後、公正価値で測定しており、公正価値の変動、配当金等の収益は損益として認識しております。

c その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

売買目的保有でない資本性金融商品については、原則として当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを指定した金融資産については、当初認識後、公正価値で測定しており、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合または公正価値が著しく下落した場合に利益剰余金に振り替えております。当該金融資産からの配当金については当期の損益として認識しております。

ii デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替変動リスクや金利変動リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約取引、金利スワップ取引等のデリバティブを利用しております。当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ対象とヘッジ手段の関係ならびにヘッジに関するリスク管理目的および戦略について、指定および文書化を行っております。当該文書は、ヘッジ関係、リスク管理目的およびヘッジの実行に関する戦略ならびにヘッジの有効性の評価を含んでおります。

これらのヘッジは、公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ期間中にわたり実際に非常に有効であったか否かを判断するために、ヘッジ関係を継続的に評価しております。

デリバティブは公正価値で当初認識しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動は以下のとおり処理しております。

a キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得および損失のうちヘッジが有効である部分については、公正価値の変動額をその他の包括利益に認識し、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を与えた時点でヘッジ対象とともに損益に認識しております。

ヘッジが有効でない部分については、公正価値の変動額を損益に認識しております。

ヘッジ手段が失効、売却、終結または行使された場合、ヘッジがヘッジ会計の要件を満たしていない場合およびヘッジ指定を取り消した場合には、ヘッジ会計を中止しております。

b 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資から発生する換算差額については、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しております。

ヘッジ手段に係る利得および損失のうち、有効部分はその他の包括利益で認識し、非有効部分は損益として認識しております。

在外営業活動体の処分時には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。

c ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブの公正価値の変動は損益として認識しております。

iii 棚卸資産

棚卸資産は主にスポーツ、エンタテインメントの作品および権利で構成され、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額により測定しております。取得原価は主として個別法に基づいて算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i 有形固定資産

有形固定資産の当初認識後の測定について原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、資産の解体、除去および原状回復費用が含まれております。

土地等の償却を行わない資産を除き、有形固定資産は見積耐用年数にわたり、主として定額法により減価償却を行っております。

ただし、リース資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたり、定額法で減価償却を行っております。

ii 無形資産

無形資産の当初認識後の測定について原価モデルを採用しており、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で表示しております。個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定し、企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日時点の公正価値としております。自己創設無形資産は、資産の認識規準を最初に満たした日以降に発生する支出の合計額を取得原価としております。

無形資産はそれぞれの見積耐用年数にわたり定額法で償却しております。

ただし、リース資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたり、定額法で減価償却を行っております。

iii 投資不動産

当社グループは投資不動産の当初認識後の測定について原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

土地等の減価償却を行わない資産を除き、見積耐用年数にわたり主として定額法により減価償却を行っております。

③ のれんに関する事項

のれんは償却を行わず、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

なお、のれんは減損の兆候の有無にかかわらず、年に一度、または減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。

④ 重要な引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として現在の法的または推定的債務を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能である場合に引当金を認識しております。貨幣の時間価値の影響が重要である場合、引当金は当該負債に特有のリスクを反映させた割引率を用いた現在価値により測定しております。

⑤ 退職後給付

当社グループは従業員の退職給付制度として確定給付制度および確定拠出制度を設けております。確定給付制度については、確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額を負債または資産として認識しております。当社グループは確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して制度ごとに算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した決算日時点の優良社債の利回りに基づき算定しております。

確定給付型退職給付制度の勤務費用および利息費用は損益で認識し、利息純額の算定には前述の割引率を使用しております。また、確定給付型退職給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振替えております。過去勤務費用に関しては、発生した期の損益として認識しております。

確定拠出型退職給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期間に損益として認識しております。

⑥ 外貨換算

外貨建取引は、取引日における為替レートにて当社グループの各機能通貨に換算しております。

決算日における外貨建貨幣性資産および負債、公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産および負債は、決算日の為替レートにて機能通貨に換算しており、この結果生じる換算差額は、損益に認識しております。

外貨建取得原価にて測定される非貨幣性項目は、取引日の為替レートにて換算しております。

在外営業活動体の財務諸表については、資産および負債は報告期間の決算日の為替レートで円貨に換算し、収益および費用は著しい変動のない限り、対応する報告期間における平均為替レートで円貨に換算しております。この結果生じる換算差額は、その他の包括利益として認識し、その累計額はその他の資本の構成要素において認識しております。

当社グループの在外営業活動体が処分される場合、当該在外営業活動体に関連した為替換算差額の累計額は処分時に損益に振り替えております。

⑦ 収益

当社グループは、当連結会計年度から IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(2014 年 5 月公表)および「IFRS 第 15 号の明確化」(2016 年 4 月公表) (合わせて以下、「IFRS 第 15 号」)を適用しております。IFRS 第 15 号の適用に伴い、下記の 5 ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ 1 : 顧客との契約を識別する

ステップ 2 : 契約における履行義務を識別する

ステップ 3 : 取引価格を算定する

ステップ 4 : 取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ 5 : 企業が履行義務の充足時に収益を認識する

⑧ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

⑨ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計方針の変更

(1) IFRS 第 9 号 (2014 年)「金融商品」の適用

当社グループは、当連結会計年度から IFRS 第 9 号 (2014 年)「金融商品」を適用しております。IFRS 第 9 号では、金融資産の減損につき、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の「発生損失モデル」から「予想信用損失モデル」に差替えられております。IFRS 第 9 号では、信用損失は IAS 第 39 号に基づいた場合よりも早期に認識されます。

この結果、貸倒引当金 5,088 百万円を認識し、経過措置に従って IFRS 第 9 号の適用開始日現在の期首剰余金で、3,850 百万円の減少を認識しております。なお、当連結会計年度の連結損益計算書における影響額は軽微であります。

なお、ヘッジ会計については、経過措置により IAS 第 39 号を引き続き継続して適用しております。

(2) IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」などの適用

当社グループは、当連結会計年度から IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(2014 年 5 月公表)および「IFRS 第 15 号の明確化」(2016 年 4 月公表)(合わせて以下、「IFRS 第 15 号」)を適用しております。IFRS 第 15 号の適用に伴い、下記の 5 ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ 1：顧客との契約を識別する

ステップ 2：契約における履行義務を識別する

ステップ 3：取引価格を算定する

ステップ 4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ 5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

上記の 5 ステップアプローチに基づき、一部の取引で、履行義務の充足時の認識につき変更しておりますが、当連結会計年度における影響額は軽微であります。

なお、経過措置に従って遡及適用し、適用開始の累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しておりますが、本基準の適用開始日における累積的影響額は軽微であります。

IFRS 第 15 号の適用にともない、他の当事者が顧客への財又はサービスの提供に関与している場合において、企業は、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務(すなわち、企業が本人)であるのか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務(すなわち、企業が代理人)であるのかにつき、新たに明文化された適用指針をもとに見直しを行った結果、一部の取引につき、収益の認識を純額から総額へ変更することとしました。この結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、当連結会計年度の連結損益計算書において、収益および原価は、それぞれ 32,598 百万円増加しております。

(3) 確定給付型退職給付制度の再測定額に係る会計方針の変更

確定給付型退職給付制度の再測定額は、従来、発生した期においてその他の包括利益として認識し、その他の資本の構成要素への累積額としておりましたが、当連結会計年度をもって国内グループ各社において確定拠出型年金制度への移行を完了したことを受け、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替える方法に変更しております。

当会計方針の変更は遡及適用されており、前連結会計年度以前の各連結会計年度においてその他の包括利益として認識されたその他の資本の構成要素は、直ちに利益剰余金に振り替えられております。

これにより、当連結会計年度の連結持分変動計算書において、当連結会計年度に認識されたその他の包括利益△7,558百万円を利益剰余金に振り替えており、その他の資本の構成要素の期首残高および期末残高は3,913百万円減少および3,645百万円増加し、利益剰余金の期首残高および期末残高がそれぞれ同額増加および減少しております。

この結果、当連結会計年度の連結財政状態計算書において、その他の資本の構成要素が3,645百万円増加し、利益剰余金が同額減少しております。

3. 会計上の見積りの変更

(1) 金融負債に係る見積りの変更

当連結会計年度において、一部の連結子会社に係る株式買取債務について、当該株式買取債務の償還時期に関する見積りの変更を行いました。これにより、当連結会計年度の金融費用が11,484百万円増加しております。

4. 連結財政状態計算書関係

(1) 担保に供している資産

その他の金融資産（流動資産） 54百万円

上記資産は営業債務及びその他の債務440百万円の債務の担保に供しております。

なお、上記以外にその他の金融資産（流動資産）のうち8百万円は官報・営業等にかかわる取引保証のため担保に供しております。

(2) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権 4,260百万円

その他の金融資産（非流動資産） 17,963百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額 122,598百万円

(4) 投資不動産の減価償却累計額および減損損失累計額 9,105百万円

(5) 偶発債務

保証債務残高

従業員住宅資金等融資制度による債務保証 125百万円

銀行借入等に対する債務保証 1,837百万円

計 1,963百万円

5. 連結持分変動計算書関係

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式

288,410,000 株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年2月13日 取締役会	普通 株式	12,685	45.00	2017年12月31日	2018年3月8日
2018年8月9日 取締役会	普通 株式	12,685	45.00	2018年6月30日	2018年9月7日
計		25,370			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年2月14日開催の取締役会決議による配当

i 配当金の総額	12,685 百万円
ii 1株当たり配当額	45 円
iii 基準日	2018年12月31日
iv 効力発生日	2019年3月7日

なお、配当原資については、利益剰余金としております。

6. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権及びその他の債権に含まれる受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理の規則に沿ってリスク低減を図っております。また、その他の金融資産に含まれる株式またはその他の金融負債に含まれる公正価値で測定される金融負債については、四半期ごとに公正価値の把握を行っております。

借入金の使途は、設備投資資金、投資資金および運転資金であり、長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

社債の使途は、投融資資金、借入金返済資金および運転資金への充当を行うこととしております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における連結財政状態計算書計上額および公正価値については、次のとおりであります。なお、連結財政状態計算書上において公正価値で測定する金融商品および公正価値と帳簿価額がほぼ同額の金融商品は、次の表に含めておりません。

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書 計上額	公正価値
(金融負債)		
長期借入金	405,769	404,360
社債	79,746	80,245

(注) 金融商品の公正価値の算定方法に関する事項は以下のとおりです。

1. 長期借入金

「1年内返済予定の長期借入金」を含んでおります。長期借入金の公正価値については、元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 社債

当社の発行する社債の公正価値は、市場価格に基づき算定しております。

7. 投資不動産関係

(1) 投資不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。

(2) 投資不動産の公正価値に関する事項

当連結会計年度末における連結財政状態計算書計上額および公正価値については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書計上額	公正価値
投資不動産	37,089	50,375

(注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 公正価値は、主として不動産鑑定評価に基づいており、割引キャッシュ・フロー法による評価額、または、観察可能な類似資産の市場取引価格等に基づいております。

8. 1株当たり情報

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	3,716.33円
(2) 基本的1株当たり当期利益(親会社の所有者に帰属)	320.39円

9. 重要な後発事象

(1) 当社の連結子会社である株式会社サイバー・コミュニケーションズと株式会社 CARTA HOLDINGS (2019年1月1日に株式会社 VOYAGE GROUP から商号変更) との経営統合

当社の連結子会社である株式会社サイバー・コミュニケーションズ(以下、「CCI」といいます。)および株式会社 VOYAGE GROUP(以下、「VOYAGE GROUP」といいます。)は、2019年1月1日(以下、「本統合日」といいます。)をもって、経営統合(以下、「本経営統合」といいます。)を行いました。

本統合日をもって、VOYAGE GROUP は、CCI の発行済株式の全部を取得し、CCI の親会社である当社に対して VOYAGE GROUP の普通株式を割当て交付する株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行いました。その結果、本株式交換により、VOYAGE GROUP は当社の連結子会社となり、CCI は VOYAGE GROUP の完全子会社(当社の孫会社)となりました。

また、VOYAGE GROUP は、VOYAGE GROUP を吸収分割会社、VOYAGE GROUP の100%子会社として設立された分割準備会社(以下、「分割準備会社」といいます。)を吸収分割承継会社とする会社分割により、VOYAGE GROUP の事業に関する権利義務を分割準備会社に承継させ、VOYAGE GROUP は持株会社への移行に伴いその商号を株式会社 CARTA HOLDINGS に変更し、分割準備会社はその商号を「株式会社 VOYAGE GROUP」に変更しました。

① 企業結合の概要

i 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社 VOYAGE GROUP (東証一部上場)

事業の内容 アドプラットフォーム事業、ポイントメディア事業、
インキュベーション事業

ii 企業結合を行った理由

スマートフォン広告市場の拡大や動画広告市場の急速な立ち上がり、およびデータやテクノロジーを活用する広告主の増加により、インターネット広告事業における事業環境は大きく変化し、より高度で専門的な技術と強固な事業運営体制が求められる中で、電通、CCI および VOYAGE GROUP の強みを活かしたシナジーの創出を図ることで、業績の拡大および企業価値の向上を目指すとともに、更なる事業の継続的な成長や発展の加速化を実現すべく、本経営統合に至りました。

iii 企業結合日

2019年1月1日

iv 企業結合の法的形式

VOYAGE GROUP を株式交換完全親会社とし、CCI を株式交換完全子会社とする株式交換であります。

v 結合後企業の名称

株式会社 CARTA HOLDINGS

(注) VOYAGE GROUP は、2019年1月1日に、持株会社への移行に伴いその商号を変更しました。

vi 取得する議決権比率

52.9%

vii 取得企業を決定するに至った主な根拠

VOYAGE GROUP の議決権の過半数を当社が得ることとなるためであります。

② 取得対価の算定等に関する事項

i 取得企業の取得対価及び対価の種類ごとの内訳

取得対価 CCI の普通株式 243,336 株 (注 1)

取得対価の公正価値 6,605 百万円 (注 2)

(注 1) VOYAGE GROUP に対して交付する CCI の株式数のうち、VOYAGE GROUP 持分の取得に対応する部分に相当する株式数であります。

(注 2) VOYAGE GROUP の資本持分の公正価値にもとづき算定しております。

ii 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

a 株式の種類別の交換比率

CCI 普通株式 1 株に対し VOYAGE GROUP の普通株式 26 株

b 算定方法

複数の第三者算定機関による株式交換比率の算定結果、両社の財務状況、VOYAGE GROUP の株価状況、将来の見通しなどの要因を総合的に勘案し、上記 a に記載の株式交換比率に決定しました。

c 交付する株式数

CCI の普通株式 516,981 株

d 取得する株式数

VOYAGE GROUP の普通株式 13,441,506 株 (新株発行の割当て)

③ 取得関連費用の金額及びその表示科目

現時点で確定しておりません。

④ 識別可能な取得資産及び引受負債

のれん、非支配持分ならびに取得資産及び引受負債の公正価値については、現時点で確定しておりません。

(2) 持株会社制移行のための会社分割

当社は、2019年2月19日開催の取締役会において、当社が営む一切の事業（ただし、株式を保有する会社の事業活動に対する支配または管理およびグループ運営に関する事業を除く。以下、「本件事業」という。）を会社分割（以下、「本件吸収分割」という。）により当社の100%子会社である株式会社電通承継準備会社（2019年2月12日設立。2020年1月1日付で「株式会社電通」に商号変更予定。以下、「承継会社」という。）に承継させることを決議し、同日、承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

本件吸収分割ならびに定款変更（商号および事業目的の変更）については、2019年3月28日開催の第170回定時株主総会において関連議案が承認可決されることが必要であります。

本件吸収分割後の当社は、2020年1月1日付で、株式会社電通グループに商号変更するとともに、その事業目的を持株会社制移行後の事業に合わせて変更する予定であります。

① 本件吸収分割の目的

当社および当社グループを巡る事業・経営環境は急激に変化しており、今後も、一連の変化に適切かつ迅速に対応し、当社グループの持続的な成長を達成するためには、グループ&グローバルの観点から社内外の経営資源の獲得と配分を適時に実現し、多様性に富んだ人材のマネジメントと開かれた組織文化の醸成を一層促進するとともに、最適なグループ・ガバナンスを実現する体制の確立が急務となっております。

こうした課題認識に基づき、日本市場における事業変革の推進、および海外本社「電通イージス・ネットワーク」を中核とするグループ海外事業の成長モメンタムの維持と一層の発展、そしてこれらを包含する当社グループ総体としての持続的成長を図る上で、純粹持株会社体制に移行することといたしました。

② 本件吸収分割の要旨

i 本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会決議日	2019年2月19日
吸収分割契約締結日	2019年2月19日
吸収分割承認株主総会	2019年3月28日（予定）
吸収分割効力発生日	2020年1月1日（予定）

ii 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である株式会社電通承継準備会社を承継会社とする分社型吸収分割により行います。

iii 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社は普通株式248,000株を発行し、その総数を当社に対して割当て交付します。

iv 分割会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権および新株予約権付社債を発行しておりません。

v 本件吸収分割により減少する資本金等

当社の資本金に変更はありません。

vi 承継会社が承継する権利義務

本件吸収分割により、承継会社は、効力発生日において当社に属する本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務につき、吸収分割契約書に定める範囲において承継いたします。なお、承継会社が承継する債務については、当社による重畳的債務引受けの方法によるものとします。

vii 債務履行の見込み

当社および承継会社ともに、現在のところ、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本件吸収分割後における当社および承継会社の債務の履行の見込みについては、問題ないと判断しております。

③ 分割当事会社の概要

	分割会社 (2018年12月31日現在)	承継会社 (2019年2月12日設立)
商号	株式会社電通 (2020年1月1日付で株式会社電通グループに商号変更予定)	株式会社電通承継準備会社 (2020年1月1日付で株式会社電通に商号変更予定)
事業内容	広告および広告関連事業	広告および広告関連事業 (ただし、本件分割効力発生日までは事業を行いません)
設立年月日	1901年7月1日	2019年2月12日
本店所在地	東京都	東京都
代表者	代表取締役社長執行役員 山本敏博	代表取締役 永江 禎
資本金(百万円)	74,609	50
発行済株式数(株)	288,410,000	2,000
決算期	12月31日	12月31日
大株主及び持株比率	日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口) 13.96%	株式会社電通 100%

分割会社の最近決算期間の業績(日本基準)

決算期	2018年12月期
純資産(百万円)	991,086
総資産(百万円)	1,838,638
売上高(百万円)	1,539,962
営業利益(百万円)	48,604
経常利益(百万円)	75,414
当期純利益(百万円)	94,841
1株当たり当期純利益(円)	336.44
1株当たり純資産(円)	3,515.78

④ 分割する事業部門の概要

i 分割する部門の事業内容

広告および広告関連事業

ii 2018年12月期における経営成績（日本基準）

分割する事業の売上高 (a) (百万円)	当社単体実績 (b) (百万円)	比率 (a/b)
1,539,962	1,539,962	100%

iii 分割する資産・負債の項目及び金額（2018年12月31日現在）（日本基準）

資産		負債	
項目	帳簿価額 (百万円)	項目	帳簿価額 (百万円)
流動資産	426,517	流動負債	450,935
固定資産	44,019	固定負債	21,723
合計	470,537	合計	472,659

(注) 上記の事業における分割する資産、負債の項目及び金額は、2018年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに吸収分割効力発生日までの増減を加除した上で確定するため、実際に承継する金額は上記金額と異なります。2019年12月31日時点では、資産が負債を超過する見込みであります。

⑤ 吸収分割効力発生日後の状況（2020年1月1日現在（予定））

	分割会社	承継会社
商号	株式会社電通グループ	株式会社電通
事業内容	グループ経営に関する事業等	広告および広告関連事業
本店所在地	東京都港区東新橋一丁目8番1号	東京都港区東新橋一丁目8番1号
代表者	代表取締役 山本敏博	未定
資本金 (百万円)	74,609	10,000
決算期	12月31日	12月31日

⑥ 今後の見通し

本件吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。なお、本件吸収分割により、当社の収入は当社グループ各社からの配当収入および不動産賃貸収入等が主体となり、費用は持株会社としての運営経費および不動産管理に係る諸費用等が主体となることを予定しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

作品、仕掛品および貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）および2016年4月1日以後に取得した建物附属設備ならびに構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物	2年～50年
構 築 物	2年～50年
工具、器具及び備品	2年～20年

ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

i 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（17年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（17年）による定額法により費用処理しております。

ただし、確定拠出年金制度移行前の退職従業員の確定給付企業年金制度にかかる数理計算上の差異は、対象者の平均残余支給期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を行っております。なお、金利スワップ取引について特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

i ヘッジ手段 為替予約取引

ヘッジ対象 外貨建予定取引

ii ヘッジ手段 金利スワップ取引

ヘッジ対象 借入金に係る利息

③ ヘッジ方針

外貨建取引に係る為替変動リスクおよび借入金に係る金利変動リスクの回避を目的とし、内規に基づきヘッジを行っております。また、投機的な取引は実施しておりません。

④ ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、ヘッジの有効性の評価を実施しております。

なお、金利スワップ取引については、特例処理によっているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(8) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(9) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において「特別利益」の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社株式売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。また、「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社株式評価損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

3. 貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	取引保証に係るもの	3百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		64,969百万円

(3) 偶発債務

保証債務残高

従業員住宅資金等融資制度による債務保証	125百万円
---------------------	--------

下記会社の銀行借入等に対する債務保証

Dentsu Aegis Network Ltd.およびAegis Group Holdings Ltd.

(運転資金に係る資金借入枠 GBP500百万)	70,230百万円
-------------------------	-----------

Aegis Group Holdings Ltd.

(米国私募債早期償還に係る資金借入 USD400百万)	44,400百万円
-----------------------------	-----------

株式会社電通東日本他計9社	1,079百万円
---------------	----------

計	115,835百万円
---	------------

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	61,172百万円
--------	-----------

長期金銭債権	44,008百万円
--------	-----------

短期金銭債務	240,718百万円
--------	------------

長期金銭債務	274百万円
--------	--------

(5) 「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

同法第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法および同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。

再評価を行った年月日

2001年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額を下回っておりません。

4. 損益計算書関係

関係会社との取引高

売上高	107,473 百万円
仕入高	317,343 百万円
その他の営業取引高	27,541 百万円
営業取引以外の取引高	25,095 百万円

5. 株主資本等変動計算書関係

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	6,513,459 株
------	-------------

6. 税効果会計関係

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払費用、未払事業税であります。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、退職給付信託設定益であります。

7. 関連当事者との取引関係

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Dentsu Aegis Network Ltd.	所有 直接 100%	海外事業運営の管理委託および銀行借入枠に対する債務保証 役員の兼任	銀行借入枠に対する債務保証(注1)	70,230	—	—
子会社	Aegis Group Holdings Ltd.	所有 間接 100%	Dentsu Aegis Network Ltd. が発行していた米国私募債の早期償還に係る資金貸付および銀行借入枠等に対する債務保証	資金の貸付(注2) 利息の受取(注2) 銀行借入枠に対する債務保証(注1) 銀行借入に対する債務保証(注4) 保証料の受入れ(注4)	44,000 121 70,230 44,400 39	長期貸付金 その他(未収収益) — — その他(未収収益)	44,000 33 — — 62
子会社	Aegis Triton Ltd.	所有 間接 100%	Dentsu Aegis Network Ltd. が発行していた米国私募債の早期償還に係る資金貸付および銀行借入に対する債務保証	貸付金の回収(注3) 利息の受取(注3) 銀行借入に対する債務保証(注4) 保証料の受入れ(注4)	45,200 265 44,400 43	— — — —	— — — —

子会社	株式会社電通マネジメントサービス	所有 直接 100%	同社のファクタリング業務に係る資金貸付および役務の受入	資金の貸付（注5） 利息の受取（注5） 仕入債務に係るファクタリング取引（注6）	- 13 170,849	その他（短期貸付金） その他（未収収益） 買掛金	22,631 1 43,437
子会社	株式会社電通テック	所有 直接 100%	同社への広告企画・制作業務の発注	仕入（注7）	57,361	買掛金	24,099
子会社	株式会社電通国際情報サービス	所有 直接 61.8%	同社への情報処理サービス業務の委託	キャッシュ・マネジメント・システムによる預かり（注8） 利息の支払（注8）	- 5	短期借入金 未払費用	31,054 0

(注)

1. Dentsu Aegis Network Ltd.およびAegis Group Holdings Ltd.の2社を借入人とする銀行借入枠（GBP500百万、期間5年）につき、債務保証を行っております。
2. 資金の貸付（44,000百万円、期間5年、期限一括返済）については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 資金の貸付（USD400百万、期間5年、期限一括返済）については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
4. 銀行借入（USD400百万、期限7年）につき、債務保証を行ったものであり、年率0.2%の保証料を受領しております。なお、2018年7月に被保証者をAegis Triton Ltd.からAegis Group Holdings Ltd.に変更しております。
5. 資金の貸付については、基本契約に基づき残高が毎日変動するため、期末残高のみを記載しております。また、貸付金利は市場金利を勘案して決定しております。
6. ファクタリング取引については、当社、当社の取引先および株式会社電通マネジメントサービスの三者間の基本契約に基づきファクタリング方式による決済を行っているものであり、当該基本契約に定める取引条件は市場情勢を勘案して決定しております。なお、取引金額および期末残高には消費税等を含めております。
7. 取引条件および取引条件の決定方針等については、一般的取引条件と同様に決定しております。なお、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
8. キャッシュ・マネジメント・システムによる預かりについては、基本契約に基づき残高が毎日変動するため、期末残高のみを記載しております。また、借入金利は市場金利を勘案して決定しております。

8. 1 株当たり情報

(1) 1株当たり純資産額	3,515.78 円
(2) 1株当たり当期純利益	336.44 円

9. 重要な後発事象

(持株会社制移行のための会社分割)

当社は、2019年2月19日開催の取締役会において、当社が営む一切の事業（ただし、株式を保有する会社の事業活動に対する支配または管理およびグループ運営に関する事業を除く。以下、「本件事業」という。）を会社分割（以下、「本件吸収分割」という。）により当社の100%子会社である株式会社電通承継準備会社（2019年2月12日設立。2020年1月1日付で「株式会社電通」に商号変更予定。以下、「承継会社」という。）に承継させることを決議し、同日、承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

詳細につきましては、連結計算書類の「9. 重要な後発事象」に記載のとおりであります。